
ことができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第30号中「印」を「印」に改め、「提起することができます。ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第33号の次に次の1様式を加える。

様式第33号の2（第34条関係）

番 号
年 月 日

精神障害者保健福祉手帳障害等級変更不承認書

申請者 殿

富山県知事



年 月 日付けで申請のあつた精神障害者保健福祉手帳に係る障害等級の変更申請については、次の理由により承認しません。

理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画道路事業
3・3・209号 牛島蝮川線
- 2 施行者の名称
富山県
- 3 事務所の所在地
富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課
富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更無し
使用の部分 なし

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年2月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ黒部西店 黒部市立野111番1 他7筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和5年9月20日
- 5 店舗面積の合計 1,204m²
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北・西側1箇所／45台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側1箇所／15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側1箇所／27.3m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 2 箇所／6.78m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時及び翌午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 箇所／敷地北側 3 箇所、東側 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後10時

8 届出の日 令和 5 年 2 月13日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和 5 年 2 月22日から令和 5 年 6 月22日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

